

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

平成 31 年 3 月 29 日

直方市長 壬 生 隆 明

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,150	高級船員	2,840
普通作業員	1,920	普通船員	2,160
軽作業員	1,350	潜水士	3,810
造園工	1,840	潜水連絡員	2,420
法面工	2,410	潜水送気員	2,430
とび工	2,310	軌道工	2,900
石工	2,420	型わく工	2,240
ブロック工	2,320	大工	2,380
電工	2,060	左官	2,260
鉄筋工	2,240	配管工	1,940
鉄骨工	2,080	はつり工	2,040
塗装工	2,310	防水工	2,230
溶接工	2,430	板金工	2,150
運転手（特殊）	2,090	タイル工	2,480
運転手（一般）	1,800	サッシ工	2,670
潜かん工	3,300	内装工	2,250
潜かん世話役	3,910	ガラス工	2,250
さく岩工	2,990	建具工	1,690
トンネル特殊工	3,510	ダクト工	1,900
トンネル作業員	2,460	保温工	2,140
トンネル世話役	3,450	建築ブロック工	2,170
橋りょう特殊工	2,700	設備機械工	2,210
橋りょう塗装工	2,940	交通誘導警備員 A	1,320
橋りょう世話役	3,300	交通誘導警備員 B	1,170
土木一般世話役	2,260	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	877
---------	-----